

令和3年1月6日

保護者の皆様へ

足立区立東綾瀬中学校

校長 清野 正

新型コロナウイルス感染対策の徹底について

日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、政府は首都圏1都3県を対象とする緊急事態宣言発令の検討に入り、今週末にも宣言が発令される見込みです。

つきましては、足立区教育委員会の指示に基づき、学校における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、下記により基本的な感染症対策を一層徹底してまいりますので、引き続き、ご理解ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

記

1 学校教育の基本方針

- 感染防止対策を徹底しながら学校教育を継続する。

2 生徒に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 教室等における密集の回避（生徒等同士の間隔を1m以上確保）
- 30分に5分、もしくは1時間に5～10分適宜換気を行う。
- 可能な場合は窓、出入り口等を常時または適宜開放する。
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

(2) 学習活動について

- 緊急事態宣言解除まで、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

(例)・グループや少人数等での話し合い活動

- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

(3) 部活動について

- 緊急事態宣言解除まで、全ての部活動は中止する。大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施についても中止する。

(4) 学校行事について

- 緊急事態宣言解除まで、生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事、修学旅行等の宿泊を伴う行事や校外での活動は中止する。
- 緊急事態宣言解除までは、学校公開をしない。

(5) 給食について

- 食事の前後の手洗いを徹底する。
- 食事中は、飛沫を飛ばさないよう、机を前向きにし、会話は控える。

(6) 休み時間について

- お互いの体が接触する遊びを行わないようにする。会話をする際にも、一定の距離（1 m以上）を保つ。
- 遊具や本などの共有物を触った手で目・鼻・口等を触らない。また、使用後に石けん等で手を洗う。
- トイレ休憩については、廊下等で滞留しないようにする。また、トイレ使用後の手洗いを徹底する。

(7) 清掃活動について

- 当該場所の利用頻度によって簡易清掃にしたり、清掃回数を減らしたりする。
- マスクを着用し、清掃箇所のドアや窓を開け、換気した状態で行う。
- 掃除用具を触った手で目・鼻・口等を触らない。清掃終了後に石けん等を使用して手洗いをを行う。
- 共用した清掃用具は、清掃活動終了後に必要に応じて消毒する。

(8) 登下校について

- 原則としてマスクを着用する。ただし、屋外で十分な距離（前後左右1 m以上）が確保できる場合は、マスクを着ける必要はない。
- 登下校中、できるだけ会話や発声をしないようにする。
- 登下校時の水筒の飲水について、転倒や交通事故等の危険が伴うため、周囲の安全を確認した上で、必ず止まった状態で飲む。

3 ご家庭でお願いしたい感染症対策

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（ご家族に何らかの症状が見られる場合は、お子様も無理せず休養させてください。）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒
- タオルなどを共用しない。
- 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、休日等もステイホームする。
- 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

4 その他

今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況及び、社会情勢を鑑み、必要に応じて、随時、教育活動の見直しを行う可能性がございますので、ご理解ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

（担 当）

副校長 鈴木 政宏

電話（3605）6565